

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第27号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
附則別表（附則第2項関係）			附則別表（附則第2項関係）		
職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	[略]		円	[略]
1年未満	<u>36,100</u>		1年未満	<u>36,500</u>	
1年以上2年未満	<u>36,100</u>		1年以上2年未満	<u>36,500</u>	
2年以上3年未満	<u>36,100</u>		2年以上3年未満	<u>36,500</u>	
3年以上4年未満	<u>36,100</u>		3年以上4年未満	<u>36,500</u>	
4年以上5年未満	<u>36,100</u>		4年以上5年未満	<u>36,500</u>	
5年以上6年未満	<u>36,100</u>		5年以上6年未満	<u>36,500</u>	
6年以上7年未満	<u>34,900</u>		6年以上7年未満	<u>35,200</u>	
7年以上8年未満	<u>33,600</u>		7年以上8年未満	<u>34,000</u>	
8年以上9年未満	<u>32,300</u>		8年以上9年未満	<u>32,700</u>	
9年以上10年未満	<u>31,100</u>		9年以上10年未満	<u>31,400</u>	
10年以上11年未満	<u>29,800</u>		10年以上11年未満	<u>30,200</u>	
11年以上12年未満	<u>28,600</u>		11年以上12年未満	<u>28,900</u>	
12年以上13年未満	<u>27,300</u>		12年以上13年未満	<u>27,700</u>	
13年以上14年未満	<u>26,000</u>		13年以上14年未満	<u>26,400</u>	
14年以上15年未満	<u>25,100</u>		14年以上15年未満	<u>25,400</u>	
15年以上16年未満	<u>24,100</u>		15年以上16年未満	<u>24,400</u>	
16年以上17年未満	<u>23,100</u>		16年以上17年未満	<u>23,500</u>	
17年以上18年未満	<u>22,100</u>		17年以上18年未満	<u>22,500</u>	
18年以上19年未満	<u>21,100</u>		18年以上19年未満	<u>21,500</u>	
19年以上20年未満	<u>20,200</u>		19年以上20年未満	<u>20,500</u>	
20年以上21年未満	<u>19,200</u>		20年以上21年未満	<u>19,500</u>	
21年以上22年未満	<u>18,800</u>		21年以上22年未満	<u>19,100</u>	
22年以上23年未満	<u>18,300</u>		22年以上23年未満	<u>18,700</u>	
23年以上24年未満	<u>17,600</u>		23年以上24年未満	<u>18,000</u>	
24年以上25年未満	<u>17,200</u>		24年以上25年未満	<u>17,600</u>	
25年以上26年未満	<u>16,800</u>		25年以上26年未満	<u>17,200</u>	
26年以上27年未満	<u>16,400</u>		26年以上27年未満	<u>16,700</u>	
27年以上28年未満	<u>16,000</u>		27年以上28年未満	<u>16,300</u>	

28年以上29年未満	<u>15,400</u>		28年以上29年未満	<u>15,800</u>	
29年以上30年未満	<u>15,200</u>		29年以上30年未満	<u>15,500</u>	
30年以上31年未満	<u>14,900</u>		30年以上31年未満	<u>15,300</u>	
31年以上32年未満	<u>14,500</u>		31年以上32年未満	<u>14,800</u>	
32年以上33年未満	<u>13,900</u>		32年以上33年未満	<u>14,200</u>	
33年以上34年未満	<u>13,200</u>		33年以上34年未満	<u>13,600</u>	
34年以上35年未満	<u>12,700</u>		34年以上35年未満	<u>13,100</u>	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	50,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	47,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	44,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	41,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	38,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	35,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	32,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	29,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	26,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	23,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	20,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	17,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	14,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	11,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	8,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	

25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。